

令和3年度

第2回 阿賀野市入札監視委員会

令和4年3月28日（月）

阿賀野市総務部管財課

令和3年度 第2回 阿賀野市入札監視委員会 会議録

1 日 時 令和4年3月28日(月) 午後2時00分～午後3時10分

2 場 所 阿賀野市役所別館3階 303会議室

3 委 員

佐伯竜彦、磯部亘、本間康子、信田雅恭、一宮三郎

4 傍聴者 なし

5 議題

入札監視委員改選に伴う定例会

- ・ 委員長の選出(互選)について
- ・ 委員長代理の指名について

(1) 期間内の発注状況等報告

- ・ 期間内の工事総括について(対象期間:令和3年8月～令和4年1月)
- ・ 発注方式別工事等について(対象期間:令和3年8月～令和4年1月)
- ・ 指名停止・苦情処理・談合情報対応の状況等について

(対象期間:令和3年8月～令和4年1月)

(2) 抽出案件の審議 (詳細は別紙のとおり)

- ・ 制限付一般競争入札 1件
- ・ 通常指名競争入札 3件
- ・ 随意契約 2件

(3) その他

次回定例会の抽出委員の委任について

「発注状況等報告」

指名停止・苦情処理・談合情報対応の状況等について

<p>「質問・意見」</p> <p>1 停止措置とはどのような運用で行っているのか。 また指名停止以外の措置はあるのか。</p>	<p>1 市の措置要領に規定する内容に該当する場合は、内部で組織する委員会での審議により、要領に定められた期間内で処分期間を決定する。公衆損害事故については、処分内容を決定するために、労働基準監督署からの処置の有無や技術者の休業状態、事故の影響度などから判断することとしている。具体的な停止期間は、過去の事例や県の処分を参考に具体的な期間を決定する。最終的な決裁が完了した段階で市ホームページ及び掲示場へ掲載を行い、該当事業者へ通知する。</p> <p>処分内容については、重たいものから「指名停止」「文書警告」「文書注意」「口頭注意」「措置なし」となっている。</p>
----------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

「抽出案件」

制限付一般競争入札 (A) 【1件】

No.	工事番号	工事名	工事種別	請負業者	当初契約金額 (単位：円)	落札率	発注課	入札 参加 者数
A-24	建第 46 号	「道の駅あ がの」建築 外構工事	土木一式	(株)小林組	58,960,000	94.97%	建設課	10
<p>抽出理由 (本間委員)</p> <p>工事の内容や入札参加業者について。</p>					<p>「回答」</p> <p>【工事内容について (建設課)】</p> <p>アスファルト舗装を約 760 m²、建物の周りにインターロッキングブロック舗装を約 1,300 m²、建物裏側には遊具設置スペースとなっており 0~3 歳児が遊んでいる最中の転倒による怪我防止のためのゴムチップ舗装を約 200 m²施工する。その他、建物の周りの側溝整備が約 130m、附属の倉庫 1 棟設置等々が主な内容である。</p> <p>【入札参加業者について】</p> <p>入札参加業者については、入札公表兼結果調書のとおり 10 者が応札。入札公告のとおり市の基準に基づき、土木一式工事に登録のある市内に主</p>			

<p>「質問・意見」</p> <p>1 前回抽出案件の敷地造成工事は入札参加者数が23者であったが本件は少なく、前回の案件と金額的にもあまり差はないはずだが、半減した理由はあるか。</p>	<p>たる営業所を有するAランクを対象とした。参加要件から、対象となる業者は最大で12者であり、うち10者が応札。</p> <p>1 土木一式工事という工種は変わらないが、前回は参加要件をA・B等級としている。B等級の事業者が応札しているため本件に比べて入札参加業者数が多い。なお、当市では一定の設計金額に応じて、参加要件における等級分けを行っており、本件はA等級のみとなっている。</p>
------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

通常指名競争入札 (C) 【3件】

No.	工事番号	工事名	工事種別	請負業者	当初契約金額 (単位：円)	落札率	発注課	入札参加者数
C-3	生涯工 第9号	吉田東伍記念 博物館二酸化 炭素貯蔵容器 他交換工事	消防施設	(株) 興電社	4,928,000	96.97%	生涯学習課	2
<p>抽出理由 (本間委員)</p> <p>指名競争参加業者が2者であり工事に特殊性等の理由があるのか。またどの事業者から見積を徴取したのか。</p> <p>「質問・意見」</p> <p>1 参考見積を徴取した事業者は、入札に参加したのか。</p>					<p>「回答」</p> <p>本件は、見積書を徴取し予定価格として設定した案件である。工事内容から消防設備士甲類第3級の資格が必要であるため、参考見積は消防施設工事に登録があり、同資格を有する技術者を要した3業者から参考見積を徴取し2者の見積を有効とし予定価格を設定した。</p> <p>結果は、入札兼結果調書のとおりである(3者辞退による2者応札)。辞退理由は業務多忙や配置技術者の確保困難であった。</p> <p>背景には、本件の発注時期が第2四半期となり、春先に受注した工事の繁忙期を迎え、技術者の確保等で難しかったものと想定する。工事の特殊性等は本工事においては特段ないものと考えている。</p> <p>1 応札している。なお、応札した2者から参考見積を徴取した。</p>			

2 参考見積を依頼した事業者が、応札するものなのか。	2 参考見積を徴取した事業者に、同条件の複数者を加えたうえで入札を執り行っている（指名競争入札）ため、そのようになる。
3 必ずプラスアルファでいくつかの事業者を指名するものなのか。	3 必ずというわけではない。基本的には参考見積を徴取した事業者をベースとしているが、更に拡大が図れる要素があるようであれば追加指名する場合がある。
4 前回の同施設の二酸化炭素消火設備機器更新工事では、3者で指名競争入札を執り行っているが、今回5者とした理由はあるか。	4 当市では一定の設計金額に応じて、目安となる指名業者数を設定しており、競争性を担保するようにしている。そのため、本件は5者とした。

No.	工事番号	工事名	工事種別	請負業者	当初契約金額 (単位：円)	落札率	発注課	入札参加者数
C-17	市工第10号	焼却炉安全弁更新工事	機械器具設置	有明セラコ(株)新潟事業所	2,585,000	73.44%	市民生活課	2
<p>抽出理由（本間委員）</p> <p>指名競争参加業者が2者であり工事に特殊性等の理由があるのか。またどの事業者から見積を徴取したのか。</p>					<p>「回答」</p> <p>本件も、見積書を徴取し予定価格として設定した案件である。焼却施設の機器はその施設の規模にあったものをプラントメーカーが設計・施工を行っており、独自性かつ専門のノウハウが必要となる場合が多いため、特殊性が強いという特徴がある。</p> <p>以上の特徴を踏まえ、参考見積を機械器具設置工事に登録があり、過去同施設の工事实績のある者又は入札参加実績のある者の6者に依頼し、2者の見積を有効とした。</p> <p>結果は、4者が辞退し2者の応札で落札者が決定した。なお、応札した2者は参考見積の提出のあった事業者である。辞退理由は、その多くが配置技術者の確保困難であった。</p> <p>背景としてC-3と同様の理由を想定しており、かつ特殊性のある工事内容のため、履行可能業者自体の少なさや技術者不足が原因と考える。</p>			

<p>「質問・意見」</p> <p>1 C-3 と比べて金額も少ないが、参考見積含め 6 者に依頼・指名しているのは何故か。</p> <p>2 C-3 及び C-17 について、辞退の事業者が多いが、入札に参加するにあたって事前にわからないものなのか。</p> <p>3 本件は、安全弁の更新工事とのことだが、当初設置した事業者は今回の入札に参加しているのか。</p>	<p>1 C-3 の回答のとおり、一定の設計金額に応じた、目安となる指名業者数を基本としている。しかしながら、本件は、技術的特殊性があり施工可能業者も限られていることから、過去同施設の施工実績及び応札実績のある事業者に対し、広く依頼・指名したもの。</p> <p>2 当該案件は、事業者の辞退理由が履行不可という内容ではないため、入札参加は可能と判断した。通常は、参考見積依頼から入札に至るまで一定期間の余裕がある。積算担当者や技術者が不在で見積を提出できなかったとしても、入札に至るまでの間に積算や技術者を配置ができる可能性があるため指名を行った。しかしながら、指摘のとおり、本件に限らず辞退する事業者が見受けられることもあり、当課としては、参考見積の徴取時において、辞退する場合に履行不可かどうかの意思確認を併せて行うような運用を導入しはじめたところである。当然に履行不可との回答がある事業者に関しては、指名から除外することとなる。このような方向にシフトしていることに留意いただきたい。</p> <p>3 当該施設は稼働から 28 年経過しており、当初のプラントメーカー自体は既に消滅している。そのプラントメーカーの下請けとして施工した実績のある事業者は結果的に辞退となったが、本案件に指名している。</p>
------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

No.	工事番号	工事名	工事種別	請負業者	当初契約金額 (単位：円)	落札率	発注課	入札参加者数
C-28	国調 第 7 号	第 43 計画区 調査 図素図・調査票 作成業務委託	コンサル タント		不落		建設課	4

D-1	企第1号	阿賀野市インターネット設備撤去工事	電気通信	東日本電信電話(株)新潟支店	9,802,024	100%	企画財政課	1
<p>抽出理由（本間委員）</p> <p>落札率が100%であり見積金額と同額なのかどうか。またこのような案件は請負業者以外で施工可能な業者はあるのか。</p> <p>「質問・意見」</p> <p>1 今後について、可能な限り情報を開示し、様々な業者が参加できるようなかたちとする必要があると思われる。</p>					<p>「回答」</p> <p>施工上の特性があり、性質又は目的が競争入札に適さないものとして、1者随意契約を行ったため、請負業者の見積書の金額が契約金額（100%）となっている。</p> <p>また、他の事業者の施工の可否については、不可能ではない。しかしながら、市のインターネット・サービス事業は、平成20年に当該地区に設置したものであり、市の通信機器のほか請負業者の通信機器と接続することで、市はインターネット・サービスを提供することが可能となっており、当該工事にあたっては、この両者の通信機器等を一体として撤去する必要がある。また、電柱及び電話柱、各利用者宅の引き込み線地点には請負業者が独自で整備し提供する光回線ケーブルや配線も添架されており、当該工事にあつては市のケーブルの位置情報だけでは、請負業者のケーブルと判別が困難であり、双方の配線状況を地点ごとに照合確認しながら撤去作業を行う必要がある。他の事業者が施工した場合、誤って本線や他の事業者の添架物を切断してしまう恐れや、市のケーブル以外の同地区一体に添架したケーブル箇所及び引き込み線地点において、同社の立ち合いが必要となりその分費用が発生することとなることから、同社に施工させることが技術的・安全性・工期的に適正であったと考える。</p> <p>本件は、市財務規則第129条第3項第6号の性質も持ち合わせていると言える案件であった。</p> <p>1 本件に因らず、今後の課題として、契約を締結する段階で事業者側しか知りえない情報を有するために、特殊性を条件とした契約で終わることがないよう努めていきたい。市に移管できる情報は適宜アンサーバックを受けたうえで、適正な発注・契約方法を実施できるよう検討していきたい。</p>			

No.	工事番号	工事名	工事種別	請負業者	当初契約金額 (単位：円)	落札率	発注課	入札 参加 者数
D-2	下水第 18 号	土橋 112 号 管渠工事	土木一式	(株)坂詰組	3,960,000	88.45%	下水道	1
<p>抽出理由（本間委員）</p> <p>随意契約とした理由及び請負業者とした理由について。</p> <p>「質問・意見」</p> <p>1 随意契約であるのに落札率が 100%ではなく、約 88%であるのはなぜか。</p>					<p>「回答」</p> <p>本工事は、施工箇所が県の土橋地内道路拡幅工事と錯綜する工事である。県が発注した道路の改良工事箇所において、市が発注した下水道管を敷設することとなる。</p> <p>そのためには、県道交差点改良後の道路の掘り返しを避け、工程調整を図る必要があった。</p> <p>県発注工事の受注者が本件の請負業者であり、本工事を施工させた場合、工期の短縮、経費の削減に加え、工事の安全・円滑かつ適切な施工を確保するうえで有利と認められるため、市で積算した設計額を予定価格とし見積を徴取した結果、予定価格の範囲内であったため 1 者随意契約を行ったもの。</p> <p>1 本件は、市で積算可能な工事案件である。契約業者については先述の理由であるが、見積価格の正当性を求めるために予定価格を設定している。そのため 100%となっていない。</p>			